

副

平成21年(行コ)第79号

控訴人 市民オンフ・ス・ハーネン栃木外二名
被控訴人 宇都宮市長佐藤栄一外一名

2010(平成22)年3月4日

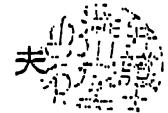
被控訴人 宇都宮市長佐藤栄一

代理人弁護士 阪 口



被控訴人 宇都宮市上下水道事業管理者津田利幸

代理人弁護士 渋 川 孝 夫



東京高等裁判所第2民事部御中

準備書面(3)

控訴人らの2010年2月25日付準備書面(2)に対する被控訴人らの主張は以下のとおりである。

第1 「第1 はじめに」

特にコメントはない。

第2 「第2 行政裁量が認められる根拠について」

特に意見はない。

第3 「第3 裁量の範囲について」

1 「1 水道事業に関する法律」「2 水道法の規定について」

特にコメントはない。

2 「2 (は誤記で正しくは「3」?) 地方自治法および地方財政法の規定」

「(1) 地方自治法の規定」および「(2) 地方財政法の規定」について特にコメントはない。「(3) 地方公営企業法の規定」のうち太田正教授がその意見書でそう述べていることは認めるが、その他については特にコメントはない。

3 「4 水道事業を経営するにあたって順守すべき規範」

「(1) 総論」および「(2) 経営環境を踏まえての判断の必要性」はいずれも控訴人らの独自の見解であって、認否の限りではない。

「(3) 水道事業の経営環境」における、細谷芳郎氏の見解や太田正教授の見解について特にコメントはない。なお、「① 大阪府の水道では、……」
「② 横浜市の水道では……」「③ 利根川流域6都県の……」「④ 全国の都市用水の……だどっていること」との点は認める。

「(5) 宇都宮市水道局の経営環境」 [12~13頁]

- ・ 第一段 [宇都宮市水道局では(現在の宇都宮市上下水道局)では……・計画の変更を行っている(乙11の8頁)] は否認する。「それ故、給水人口、計画1日最大給水量とも、下方修正する計画の変更を行っている」との点について、長期的な視点から予測をした結果、増加傾向にあるとの認識は変わらないものの、景気低迷などの社会経済情勢の変化に鑑み、

前計画に比べて緩やかな増加基調に下方修正したものであって、控訴人の述べる理由によるものではない〔第一審の被告準備書面(2)5頁上段で主張すみである〕。

- ・ 第二段〔その後、宇都宮市水道局では、2002(平成14)年度(書面としてまとめられたのは2003年3月)に、……実績は把握していた〕は認める。
- ・ 第三段〔したがって、宇都宮市水道局は、2002年度の水需要予測を行った際、……認識できたはずである(甲62の28頁)〕は否認する。1日最大給水量及び1日平均給水量が減少している年があることについては認識しているが、それはあくまで短期的なものであって、長期的には緩やかな増加基調にあると認識していた〔第一審の被告準備書面(2)5頁下段〕。
- ・ 第四段〔それ故、2002年度の水需要予測でも、多少表現は……推移している』(甲65の13頁)としているのである〕は認める。
- ・ 第五段のうち「そればかりか、甲65の水需要予測が作成された直後の……財源の確保対策が必要である」の部分は認める。また、「水道収入が減少している中で、湯西川ダムの減価償却により赤字に転落することを予測しているのである」の部分は認めるが、2002(平成14)年度の財政見通しにおいて、2014(平成26)年度に赤字になることが見込まれていることを踏まえ、将来にわたり水道水を安定的に供給するために、「第2次財政構造改革計画」を策定し(甲第68号証)、人件費やコストの縮減により、経営の健全性を図ることとした。
- ・ 「(6) 宇都宮市水道局に求められた経営判断」。控訴人らの独自の見解というべきである。

「(7) 誤った経営判断の結末」のうち、生田浄水場の廃止問題および朝日新聞の記事並びに相模川水系建設事業費等請求訴訟については不知。その余の控訴人らの見解と思われる部分に関しては認否の限りではない。

4 「5 原判決の誤り」

- (1) 「(1) 原判決の表示」。争わない。
- (2) 「(2) 参考事項が多種多様……この理由にならない」(16~7頁)。控訴人らが述べていることは要するに第一審判決の認定批判に過ぎず、コメントはない。
- (3) 「(3) 水道事業に関する立法意志に反すること」。ここで控訴人らが述べていることはやはり第一審判決の認定批判に過ぎず、コメントはない。
- (4) 「(4) 小括」。第一審判決の引用を除く部分は控訴人らの独自の見解であって、こうした見解については争う。

第4 「第4 本件における裁量権の……司法審査のあり方について」

1 「1 はじめに」

特にコメントはない。

2 「2 原判決の水需要予測についての判示の誤りについての補足」

「(1) 水需要予測について」

第一審判決からの引用の箇所以外の部分はいずれも控訴人らの独自の見解の見解であって特にコメントはない。なお、控訴人ら提出にかかる甲-72、73には、第一審ではふれられていない、例えば、2007、2008、2009年度の1日最大給水量に関する新たな数字が現れているが、こうし

た資料が直ちに第一審判決の認定を覆すものではないと言うべきである。

「(2) 水源構成について」

第一審判決からの引用の箇所以外の部分はいずれも控訴人らの独自の見解であって特にコメントはない。なお、「宇都宮水道局では2004(平成16)年2月作成の第6期……紫外線消毒装置の存在を知らなかつたはずはない」と控訴人らは主張するが、それは、別に存在を知らなかつたというわけではなく、平成15年当時紫外線消毒装置は一般的でなく導入実績が少なかつたこと、また国の「水道におけるクリプトスボリジウム暫定対策指針」においても認められていなかつたという事情をもとに総合的に判断した結果である。ちなみに、国によって紫外線消毒装置が正式に認められたのは2007(平成19)年度からである

3 「3 田村教授の見解」

「(1) 個別具体事案の事情……構成判断義務違反」および「(2) 効率性の義務・原則違反」。いずれも田村教授の個人的見解であって、認否の限りではない。

4 「4 結論」

争う。